・各税・料の窓口ごとに、送付先等の情報を収集、活用している。

・それぞれに収集する書類の様式や聴取項目が違い、情報共有がされていない。※一部、税務課の中ではコピーを相互に渡すことで、情報共有をしている内容の情報はある。

現

状

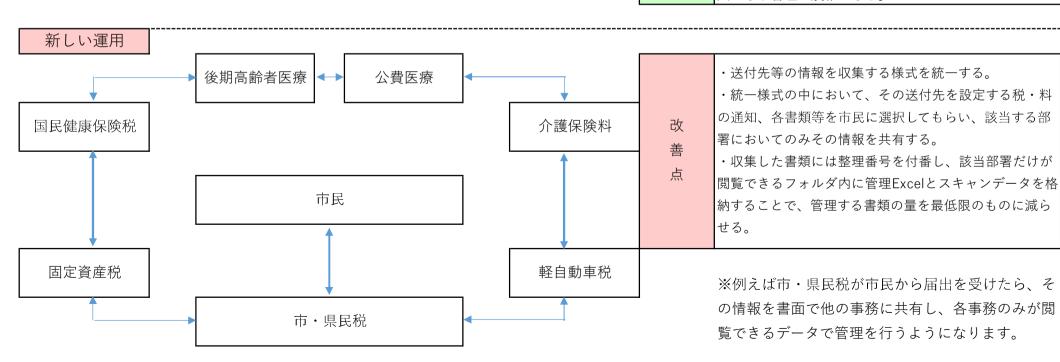
問

題

・市民にとって同じような書類を何度も市役所に提出することになる。

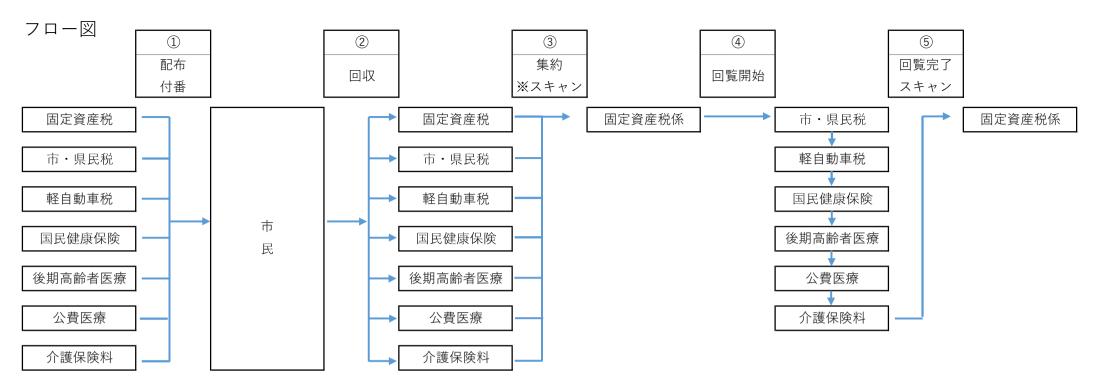
・他の部署が持つ情報を市民に無断で使うわけにはいかないため、情報を使用したい部署は市民に問い合わせたり、その部署の様式でまた書類の提出を求めたりすることになる。

・それぞれの部署が情報を持つことで、個人情報の総量が増え、コピー等の複製の存在も相まって、情報量が膨大になり管理が煩雑になる。



運用方法

運用方法				
	共通	送付先設定届	相続人代表者指定届	納税管理人申告(承認申請)書
共有事務		国民健康保険税 後期高齢者医療・公費医療 介護保険料 固定資産税 市・県民税 軽自動車税	国民健康保険税 固定資産税 市·県民税 軽自動車税	固定資産税 市・県民税 (国民健康保険税)
配布窓口	各様式とも共有部署のどこからでも配布開始			
配布方法	窓口配布、もしくは郵送配布 ※郵送配布時は、持っている部署は返信用 封筒を添えて →配布する時点で管理Excelに入力し、整理 番号を取る。管理Excelには配布年月日・配 布部署・渡した相手等を入力し、可能であ れば用紙にも整理番号を記載。			
回収後	原本を固定資産税係に渡す。 →固定資産税係は宛名番号を書き込み、管理Excelに入力、回収時点のスキャンデータを格約し、回覧スタート ※この時点でのスキャンデータは、固定資産税係繁忙期等の際は行わない。 ※回収担当部署が急ぎの場合は、先にシステムに入力してから固定資産税係に渡す形も可とする。			
回覧中	回覧された内容は該当有無にかかわらず、 ○課長までの押印○管理Excelへ該当有無の 入力を行うこと。自部署が当該様式で指定 されている場合は、対応するシステムに入 力。基本的に写しは取らない。 ※整理番号も一緒に入力を推奨。管理Excel で容易に検索できるため。 他部署の入力も控えているため、迅速に回覧 のこと。			
回覧後	最後の部署が回覧を終えたら、固定資産税 係に戻す。固定資産税係は回覧後の原本を スキャンに取り、基幹系共有フォルダ内に 格納。併せて原本保管。			
配布する 場合1	電話等で「納付書を今後○○に送って」等の申し出があった際も、基本的には対応する届をまず送り、その提出を待ってから設定すること。 ただし、その時限りの納付書の送付希望であれば、ただちに納めてもらうことを優先し、指定の住所へすぐに納付書を送付する対応でも可とする。 納税課が電話連絡等で送付先を把握した際は、該当する税・料目の部署に依頼し、その部署から郵送配布。	ないところへ、書類の送付を希望される場合。	納税義務者が死亡し、納税義務を承継させる者を特定する必要がある場合。固定資産税においては主に窓口手渡し、それ以外は 郵送配布。	納税義務者が市外者となった場合が原則。 実際は国内に居なかったり、成年後見人を 開始するなど納税義務を果たすことが難し かったりする場合。
配布する 場合2		受取人まで変更の旨の場合で、固定・市県 民税に☑がある場合は、納税管理人申告も提 出してもらう。		納税管理人が市内者であれば申告書として、 市外者であれば承認申請書として手続き。
問い合わせ窓口	配布を行った各部署が受け付ける。			
内容に変更があった場合		同じ様式に、変更もしくは解除として届け出 てもらう。	基本的に変更の申し出は想定しないが、内容に従って同じ様式を用いて滞りなく処理	同じ様式に、変更もしくは廃止として届出てもらう。
	不亜とする 畑印趣+廃止	/ 0	すること。	
添付書類	不要とする。押印欄も廃止。	届出者の本人確認書類の添付もしくは提示。 納税義務者・被保険者の本人確認書類の写し。 成年後見人による届出であれば、その内容 についての証明の写し。	なし。 ※ただし届の内容が確認できる書類(遺言 や遺産分割協議書など)があれば提出しても らう	納税管理人の設定理由が成年後見人の開始 であれば、その内容についての証明を求め る。
設定解除	基本的には届かなくなった(返戻された) 時点で、まず電話連絡のこと。その後、対 応する書類を送付し、変更もしくは解除と して届け出てもらう。	設定済みの送付先があって、しかし納税課等の実調により異なる居所が判明した際は、調査実施部署の依頼により職権削除とする。その際、朱書きで職権削除の内容の送付先設定届を作成し、従来の流れに従い回覧すること。		



①配布	各税・料の担当部署から、必要が生じた際に市民に対して配布(窓口・郵送等)。整理番号を取り、配布の相手(納税義務者等情報も)、配布日を管理
付番	Excelに入力。整理番号は可能であれば用紙にも記載。
行う部署	固定資産税、市・県民税、軽自動車税、国民健康保険、後期高齢者医療、公費医療、介護保険料
②回収	配布した書類を市民から回収。急ぎの場合は回覧を待たずに先に入力を可とする。
行う部署	固定資産税、市・県民税、軽自動車税、国民健康保険、後期高齢者医療、公費医療、介護保険料
③集約	回収した書類は、すべて固定資産税係に集める。固定資産税係は、宛名番号の記載とスキャンを行い、管理Excelに紐づけのうえ回覧する。
※スキャン	※この時点でのスキャン作業は、固定資産税係繁忙期等対応に余裕がない際は行わない。
行う部署	固定資産税
④ 回覧開始	回覧されてきた書類を確認・押印し、管理Excelに設定の有無の入力、送付先等の設定がある場合はe-AD2等のシステムに入力し、次の部署へ。 基本的に複製は作らない。
行う部署	固定資産税、市・県民税、軽自動車税、国民健康保険、後期高齢者医療、公費医療、介護保険料
⑤回覧完了	回覧が完了したら固定資産税係に書類原本が戻る。固定資産税係は戻ってきた書類をスキャンし、データ格納場所に保管。併せて管理Excelに入力。
スキャン	この管理Excelは、各税・料の部署、および納税課がデータ上で閲覧し、疑義等が生じた場合や問い合わせがあった場合の内容確認に用いる。
行う部署	

送付先変更・住所変更届 記入例

① 届の内容について、新規・変更・解除のいずれかに ○を付ける。

① 送付 译府市長 殿	先変更・住所変更届 (新規)・変更 ・ 解除) ^{番号:SJ} -	
岡県後期高齢者医療原		2
受付印 ②	フリがナ ダザイレイワ 納税義務者 □ 本人 水	届出者について記入 る。
The same of the sa	福岡市中央区天神〇一〇一〇	
	※提出の際は、裏面≪重要事項≫の内容をご確認いただき、すべての内容に同意したものとして、届出の受付を行います。 ※届出内容を変更(追加)、解除する場合は、該当区分の変更もしくは解除に○を付けて、速やかに届け出てください。	
送付先・存所の変更な	一届け出ろ納税泰経者・被保険者について「お書きください」	3
3	7リがナ ダザイレイワ 生年月日	納税義務者・被保険
②納税義務者	氏名 太宰 令和 平成9年 1月10日	について記入する。 届出者と同じであっ
被保険者	住所 太宰府市観世音寺1丁目3番1号	生年月日は必ず記えること。
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	の内容について、お書きください。	4
① □ ①届出者と同	じ → ③送付先欄は記入不要 ・被保険者と同じ → ③送付先欄の住所のみ記入	送付先での受取人! ついて、該当する個にレを付ける。
③送付先	7リがナ	その内容によって、 内の必要な個所を 入する。
9,211,70	〒 810-0001 電話 080-0000 -0000 住所 福岡市中央区天神○-○-○	※固定資産税、市民税は、納税 税・県民税は、納税 務者と別の人を受助
)その他の設定事項に	ついて、お書きください。	人にする場合、納利 管理人申告書をご
	国民健康保険 □ 保険証等 □ 納税通知書・納付書等	出ください。
④この届出を	公費医療 □ 子ども医療 □ ひとり親医療 □ 重度障がい者 <mark>医</mark> 療	
適用させる書類	□ 資格関係(被保険者証等) □ 賦課関係(簡易申告書等) 後期高齢者医療 □ 収納関係 □ 給付関係(高額療養費関係等)	⑤ この届の内容を適
☑右記のすべて のまで	□ 医療費通知 □ 保険料関係通知書等 □ 受給者管理:被保険者証、負担割合証、負担限度額認定証等 □ 如付管理:保険料通知、納付書	させる書類、変更の 由、期間設定を
の書類	介護保険 □ 納付管理:保険料通知、納付書 □ 給付実績管理:高額医療、支援サービス費支給決定通知等	選択する。
	□ 市民税・県民税 □ 固定資産税 市税 □ 軽自動車税(種別割)	すべての書類を希する場合、右記の
⑤変更の理由	□ 施設入所または入院のため□ 住民票異動・本店移転□ 病気等により書類の管理が困難なため□ 死亡のため□ その他(理由:)	べての書類を✔。 変更の理由がその の場合、必ず内容
⑥期間の設定	□ でいる (理由. ☑ 期限なし □ 期限あり(年 月 日から 年 月 日まで)	記入してください。
Color Later Market	表面 裏面の重要事項等を必ずご確認ください。	

相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書 記入例

	100		兼固定資産現所有者申告書 令和3年1月10日									
J.	、宰府市長	殿	届出人(法定相続人のうち)									
1			住所太宰府市観世音寺1丁目3番1号									
***************************************	受付印)		戊名 太宰 令和									
1	. /		電話番号 092-921-××××									
_	地方的处策点点	いっぱょ頂の田	定により、被相続人の徴収金の賦課徴収(滞納処分を除く)及び還付									
			等を次のとおり指定したので届け出ます。									
1	1	ふりがな	ださいれいわ 被相続人									
		氏 名	太宰 令和									
相続人	相続人	生年月日	平成3 年 1 月10 日生									
	代表者	マイナンバー	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 x									
10		住所	〒 818-0101 太宰府市観世音寺1丁目3番1号									
長		1,550	電話番号 (092) 921 — ××××									
の指定	代表者以外	外の相続人	裏面に記載してください									
	2	ふりがな氏 名	だざい たいしょう									
	被相続人	死亡時の住所	太宰 大正									
۱	(亡くなった方)	または居所	太宰府市観世音寺1丁目3番1号									
Į		死亡年月日	令和3 _年 1 _月 1 _日									
			外の『市民税・県民税』・『軽自動車税』・『国民健康保険税』に課税があ									
5	場合は、上記相続	人代表者が各税日	1へ適用されます。異なる対応を希望される場合はお申し出ください。									
	100 100 100 100 100 100 100 100 100 100	2000	現定に基づき、地方税法第384条の3に規定する「現所有者」を次の									
	とおり申告しま		(1) 相続人代表者に同じ									
9	選択して	ください	2 和続人代表者以外の和続人(下段に記入)									
国と	4	ふりがな	被相続人									
ぎ 至 日		氏 名	との続柄									
定資産現	現所有者	生年月日	年 月 日生									
近	代 表	マイナンバー										
元听有皆			₸ -									
近		住 所										
近有者の		住 所	電話番号 () 一									
近年皆の担		「完了するまでの	間、代表と代表以外の相続人(裏面)が現所有者として、被相続人の									
近年皆の担	所有していた的	「完了するまでの 「産を共有し、連	間、代表と代表以外の相続人(裏面)が現所有者として、被相続人の 帯納税義務を負います。									
行するのはまし	所有していた的	「完了するまでの 「産を共有し、連	間、代表と代表以外の相続人(裏面)が現所有者として、被相続人の									
所する) 単語	所有していた望 裏面に	「完了するまでの 「産を共有し、連	間、代表と代表以外の相続人(裏面)が現所有者として、被相続人の 帯納税義務を負います。									
所有者の担告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	所有していた望 裏面に	 「完了するまでの 「在を共有し、連 こ代表以外の相	間、代表と代表以外の相続人(裏面)が現所有者として、被相続人の 帯納税義務を負います。 続人や被相続人名義の固定資産をご記入ください。									
所有者の事告 - 処 女	所有していた姿 裏面 に 里欄	 「完了するまでの 「在を共有し、連 こ代表以外の相	間、代表と代表以外の相続人(裏面)が現所有者として、被相続人の 帯納税義務を負います。 続人や被相続人名義の固定資産をご記入ください。									

表面

① 相続人代表者になる方について記入する。

② 被相続人(亡くなられた 方)について、死亡時の 住民票上住所または居 所を記入する。

③ 現所有者代表が①と同じ場合は1に、異なる場合は2に○を付ける。

2を選択した場合

現所有者代表について記入する。

※裏面に続きます

6) たり 氏 生年		200)+++++ 8 0(8		被 <mark>相続人</mark> との続柄		住 所
だざい めいじ 太宰 明治 昭和33年	1 A 1	0 п	生	妻	T	818-0101 太宰府市観世音寺1丁日3番1号 電話番号(092) 921 - ××××
だざい しょう 太宰 昭和 昭和60年		L O B	生	長男	₹	818-0101 太宰府市観世音寺1丁目3番1号 電話番号(092) 921 - ××××
			*******		₹	-
午	Л	Н	生			芭話差 分 () 一
		1277.143180955			Ŧ	=
44-	Л	H	生			電話番号() —
		000000000000000000000000000000000000000			Ŧ	m
午	月	H	4:			電話番号 () 一

被相続人名義の固定資産 ※記入欄が不足する場合は任意の用紙に記入してください。

	区分	所在	地番または家屋番号
固	上地・ 家屋	太宰府市観世音寺一丁日1番	1番
固定資産	土地・家屋	太宰府市観世音寺一丁目1番地	1番
の表示等	土地・家屋	太宰府市観世音寺一丁目1番地	1番の2
等	土地 · 家屋		
	土地 · 家屋		

	1 登記完了
登記の状況	② 登記する予定 (令和3年 4月 1日頃までに登記予定)
	3 未定

留意事項

- ・この届は被相続人の死亡を知った日から3か月以内に提出してください。
- ・この届は納税における名義を指定するものであり、土地または建物登記簿の所有者名義を変更するも

- ・この届は剥税における名義を指定するものであり、土地または建物登記簿の所有者名義を変更するのではありません。 ※袋記簿上の所有者名義を変更する場合は法務局での登記手続きが必要です。 ※登記していない家屋の所有者名義の変更は別途、税務課での手続きが必要です。 ・この届の内容を確認できる書類がありましたら添付してください。(例えば、戸籍、住民票、遺言書、遺産分割協議書など。)

裏面

6 相続人代表者以外 に法定相続人がい る場合は、全員分を 記入する。

納税管理人申告(承認申請)書 記入例

※納税管理人の設定区分

- ・申 告:納税管理人が太宰府市居住者
- ・承認を申請:納税管理人が太宰府市外居住者

内税管理	埋人	_	_	1		-			固定 市税			1		
	_		ar.		名番号					担当	係長	課長		
~ 1 * 1		口 供質	5(申告 战(承認)				_		1	_	
以下、	市伽	理欄							納稅	一	太宰昭和		ださい。	
福岡県	本太學	府市员	殿							/ 1/4	ざいしょうわ		は、 の場合は 管理人)	新しい納
上部	己納利	兑義務	者の練	税管#	埋人を	承諾	しまし	た。	4		令和3年	1 月 10日		
						र्ने	内 税	管		承 諾 書	- 52 A COM IN 1810			
人		新	氏名	i						電話 (
理	更		住 月	ŕ						Epp (,		──	に記入
	変	П	氏 名							電話(· · ·		・現在の設	
税	DE		住り		(羊	TOTAL				電話(092) 921 —	××××		足定を廃」
納		定 上)	住 月 氏 名		(宰府	0120000	世音寺	打丁!	自1番1号		INVESTIGATION CONTRACTOR		■ 納税管理 ・新規に診	
	氏名	had ve	100						1.0 - 10 - 5 V A - 5 - 10	は法人番号			3	
者	住所									電話(個人番号又) –			
务 —	氏名									個人番号又 は法人番号			ついて、	₽ ` o
	住所									電話() –		る税の納	税義務都
納 J 税	八名		太宰	合和						個人番号又 は法人番号	1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1	②	人を設定
552.00	住所		太宰府	市観世	世音寺	1丁目	3番1	号		電話(080) 0000 — 000	0		
	受付!	1	第3	00条第	1項(固定資	市民税	.)の ! ・都市	規定に 計画和 [より、	✓市民税・定更しました。	#計画税)、第28条(県 県民税についての ☑ 申 告 つで □ 承認を申	します。	① 納税管理/ 税目と設定 ぶ。	
1	**********		1	d. Less 1	h (. ##=	_ Ar 6-5-	Land Co	n is so deline		Commanda Wee over 1995 about	年	月 日		
福岡県	太宰	府市县	を殿	ř	内 税	管	理ノ	申	告(承認申請)書			
				100	200	1000	200	5 378	1000	en bes en en en	番号:NK	1—1		

生活保護受給者の健康管理支援事業

個人情報ファイル登録票の範囲 支払基金 保健センター 玉 0000 レセプト情報 集団検診情報 全国ベースの分析情報 (目的) ○集団検診の受診勧奨 検査結果等を基に傷病があると思 われる部位等を表示 生活支援課 ○頻回受診を指導 同一傷病で複数病院受診、 不要回数受診を個別指導 THE WAY THE ケースワーカー からの情報

生活保護法第29条

(資料の提供等)

第二十九条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第七十七条若しくは第七十八条の規定の施行のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第三条第二項に規定する共済組合等(次項において「共済組合等」という。)に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

- 一 要保護者又は被保護者であつた者氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、<mark>健康状態、</mark>他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項 (被保護者であつた者にあつては、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の 実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における 事項に限る。)
- 二 前号に掲げる者の扶養義務者氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況その他政令で定める事項(被保護者であつた者の扶養義務者にあつては、氏名及び住所又は居所を除き、当該被保護者であつた者が保護を受けていた期間における事項に限る。)
- 2 別表第一の上欄に掲げる官公署の長、日本年金機構又は共済組合等は、それぞれ同表の下欄に掲げる情報につき、保護の実施機関又は福祉事務所長から前項の規定による求めがあったときは、速やかに、当該情報を記載し、若しくは記録した書類を閲覧させ、又は資料の提供を行うものとする。

平成3年度第1回太宰府市情報公開・個人情報保護審議会資料

(高齢者支援課)

事 業 名	紙おむつ給付サービス事業
事業の目的	在宅の高齢者で紙おむつを必要とする者に対し、紙おむつを給付する
	ことにより、高齢者の生活の質の向上を図り、その家族の経済的な負担
	の軽減を図ることを目的とする。
事業の概要	在宅の要支援・要介護認定者で、本人非課税の方に紙おむつを現物支
	給する。市内の自宅に専門業者が配達することにより、利用者からの紙
	おむつについての相談に適切に対応できるだけでなく、外出できない対
	象者に対しても配達している。
対象者要件	太宰府市内に居住し、要介護認定(要支援を含む)を受けた在宅の 65
	歳以上の高齢者で、介護保険料の所得段階が第1~第5段階の人。
経緯	当該事業は、「地域支援事業実施要綱」により実施されており、令和3
·	年4月から支給要件の見直しが行われ、要介護3以下の新規利用者につ
	いては、要介護認定における認定調査票を確認し、「排尿」又は「排便」
	の項目において、「介助」又は「見守り等」に該当する者を対象とすると
	された。
	このことに伴い、介護保険課が保有する認定調査票の確認が必要とな
	った。

根拠資料1

地域支援事業の実施について(平成18年厚生労働省老健局長通知)別紙「地域支援事業実施要項」より一部抜粋

1 目的及び趣旨

地域支援事業は、被保険者が要介護状態又は要支援状態(以下「要介護状態等」という。) となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができる よう支援することを目的とし、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画に よる日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等 を一体的に推進するものである。

2 事業構成及び事業内容

(4)任意事業(法第115条の45第3項各号に掲げる事業をいう。以下同じ。)の事業構成及び事業内容は、別記4のとおりとする。

別記4 任意事業

(2) 家族介護支援事業

平成26 年度に、<u>任意事業において介護用品の支給に係る事業</u>を実施している市町村は、第 7期介護保険事業計画期間においては、次に掲げる各項目に取り組んでいることを要件に実施 して差し支えないこととする。

- ① 高齢者の個別の状態を踏まえて適切に用品を支給する取組を行っていること
- ② 地域包括支援センターの運営や任意事業における各事業の課題を把握し、その対応方針を検討していること
- ③ 各事業の課題を踏まえ、低所得世帯等への影響も考慮しつつ、任意事業としての介護用品の支給に係る事業の廃止・縮小に向けた具体的方策を検討していること

根拠資料2

任意事業における介護用品の支給に係る事業の取扱いについて(令和2年厚生労働省老健局認 知症施策・地域介護推進課事務連絡)より一部抜粋

任意事業における介護用品の支給について、令和3年4月からの第8期介護保険事業計画期間において、下記のとおり取扱うことといたしますので、あらかじめご了知のうえ、貴管内市区町村に周知いたださますようお願いします。

3. 支給要件

(2) 新規利用者については、高齢者の個別の状態を踏まえて必要な者に支給することとする。

具体的には、以下の方法により必要性を個別判断することとする。ただし、要介護4以上の 者については、以下の方法によらず、必要な者に該当することとしても差し支えない。

① 市町村職員は、要介護認定(要支援認定を含む。以下同じ。)における<u>認定調査票を確認</u> し、「排尿」又は「排便」の項目において「介助」又は「見守り等」に該当する者を対象とする

(※)。※例外的な取扱いとして、認定調査票の「ズボン等の着脱」等の項目の「特記事項」を 踏まえ、別途必要性が認められる者についても対象とする。

令和3年度 就学援助について(お知らせ)

資料

Ox C

令和発祥の都

SPRキャラクター おとものタビット

令和 3 年 2 月 太宰府市教育委員会 学校教育課

就学援助とは、太宰府市立の小学校・中学校に在籍の児童生徒、または県立の小・中学校 (中高一貫教育学校の中等部含む)に在籍する太宰府市在住の児童生徒のうち、経済的な理 由で給食費や学用品費など、学校での学習に必要な費用の支払いにお困りの保護者の方に、 費用の一部を援助する制度です。

該当するかわからない方も、申請できます!

該当するかどうかは、教育委員会が判定します。

◆援助の対象となる方

下記の(1)~(4)のいずれかに該当する世帯

- (1) 生活保護法に基づく保護の停止または廃止の措置を受けて1年以内の世帯
- (2) 児童扶養手当の支給を受けている世帯 ※<u>児童扶養手当とは、主に母子及び父子世帯の方が対象の手当です。児童手当とは</u> 異なります。
- (3) 同じ世帯全員の<u>令和2年度市民税 所得割額</u>(住宅ローン控除、配当控除、寄付金控 除等を適用する前の額)の合計額が、下記基準額以下である世帯
 - ※令和2年度の所得割額が基準額を超えていた場合は、令和3年度の所得割額で該 当するか再審査します(6月以降)。

16 歳未満の扶養 親族の人数	1~2人	3人	4人	5人以上
基準額	96,600円	117,900円	139,200円	左記に、1人につき 21,300円を加算

(4) その他、経済的理由で援助が必要と認められる世帯

◆申込期間·受付場所

申込期間:受付中~5月7日(金)締切

場所:市役所2階学校教育課窓口(平日8:30~17:00、土・日・祝日は除く) 郵送での提出も可。

※<u>5月7日を過ぎて受付した場合</u>は、<u>申請した月からの適用(新入学用品費は対象外)となります</u>のでご注意ください!!

◆申請に必要なもの

◎必ず必要なもの

- · 就学援助費申請書
- ・印鑑(認印も可) ※申請書の裏面に押印
- ・保護者名義の振込先がわかるもの(預金通帳等) ※申請書の表面に記入
- ◎上記「◆援助の対象となる方」の要件ごとに必要となるもの
- (1) に該当する場合・・・停止または廃止の日付が分かる書類
- (2) に該当する場合・・・児童扶養手当支給証明書(郵送での提出は、写しを同封)
- (3) に該当する場合・・・令和2年度課税証明書(令和2年1月1日時点で、<u>市外に</u> 在住していた人のみ。18歳以上の同世帯全員分)

-13-

◆支給項目および金額

(参考 令和2年度支給額) ※令和3年度の支給金額については、4月下旬頃決定し、市HPに公開します。

項目	小学校	中学校
給食費	実	費
学用品費	年額 11,630円	年額 22,730円
通学用品費	(2~6年生対象) 年額 2,270円	(2·3年生対象) 年額 2,270円
※新入学用品費	(1年生対象) 年額 51,060円	(1年生対象) 年額 60,000円
	4月分から認定を受けた、業	f1年生が対象になります。
修学旅行費	実費(一部対象外の項目あり) (21,890円上限)	実費(一部対象外の項目あり) (60,910円上限)
校外活動費(宿泊なし)	見学料・交通費(1,600円上限)	見学料・交通費(2,310円上限)
校外活動費(宿泊あり)	見学料・交通費(3,690円上限)	見学料・交通費(6,210円上限)
生徒会費		実費(5,550円上限)
PTA会費	実費(3,450円上限)	実費(4,260円上限)
クラブ活動費		(部活動等所属者対象) 年額 6,000円
医療費	保護者が本来負担する額 (6月認定ま (学校での健康診断の結果、対象にな	
ランチサービス利用料		実費
卒業アルバム代等	実費(11,000円上限)	実費 (8,800 円上限)

○ 7月、12月、3月に分けて支給します(おおむね、その月の最後の水曜日に支給予定です)。 ※新1年生で令和3年2月12日(金)までに申請した方は、新入学用品費のみ入学前に支給します。

◆留意事項

- 各小中学校での校納金の金額や口座振替の手続きについては、各学校に直接お問い合わせください。
- ○就学援助は、「毎年度」申請が必要です。
- 就学援助費は、申請した当月から適用となります。ただし、5月7日(金)までに申請された場合は、4月分から適用します。
- 校納金に未納がある場合は、いったん学校に支払い、校納金を差し引いた額を保護者へ支給することがありますので、ご了承ください。
- 認定の可否については、後日郵送で結果を通知します。
- O FAX・メールでの申請はできません。
- よくある質問Q&Aはホームページに載せています。ご確認ください。



【問い合わせ先】 〒818-0198

太宰府市観世音寺一丁目1番1号

太宰府市教育委員会 教育部 学校教育課 義務教育係

西 092-921-2121 (内線) 478・469・448

様式第1号 (第5条関係) ※太枠の中の必要事項を記入してください。裏面の誓約・同意・委任事項を確認し、署名押印した上で申請してください。

令和3年度就学援助申請書

	(フ リ ガ ナ)											
	氏 名	世帯主との続柄	性別	生	年)	月日	4月1日時 点での年齢	学校名・学	学年(年度)	通学方法	昨年度就学 援助の有無
申	* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *		男・女	Н	14	3 3	歳		学校	年	E VOMO	有 • 無
R			男・女	Н			歳		学校	年		有 · 無
直生			男・女	н	•	124 1340 h	歳		学校	年		有 • 無
ŧ			男・女	н		S 880	施克	100	学校	年		有 · 無
	(フ リ ガ ナ) 氏 名	世帯主との続柄	性別	生	年)	月日	4月1日時点での年齢	勤務先	または学校の行	3称	- 18	葡考
2		主	男・女		ě	•	歳		2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			
X - 1			男・女				綫	25		5.	*	* E
か 家			男・女		*		歳			:61		
			男・女	G			誠		10	= 360	39)	
	8		2.8	i V			.) 33					
*			男・女	A	•		歳	rate it.	8	8 2	in the second se	,
大 元 自 青 里	1 生活保護を停止又は廃止さ 2 市民税が非課税とされ、ま 3 児童扶養手当法に基づく児 4 1~3には該当しないが経済	たは減	男・女(免の適手当を	年を見け	受け てい	る。」	日 停止 る。 証書を持参し			-を添付して	ください。)	
大 元 申 青 里	2 市民税が非課税とされ、ま3 児童扶養手当法に基づく児	たは減	男・女(免の適手当を	年を見け	受け てい	ている。」	日 停止 る。 証書を持参し	てください.郵		- を添付して	(ください。)	
大元 申 青 里 由	2 市民税が非課税とされ、ま3 児童扶養手当法に基づく児	たは減	男・女(免の適手当を	年をけいる。	受けてい (!	でいる。 () () () () () () () () () ()	日停止る。証書を持参し	てください.駆 ください。)	援助	·····································	望口座	協の口座のみで
犬 元 申 青 里 由 1 話	2 市民税が非課税とされ、ま 3 児童扶養手当法に基づく児 4 1~3には該当しないが経済	たは減	男・女(免の適手当を	年を明めている。	受けてい (児	でいる。」具体的	日 停止 る。 証書を持参し	てください.駆 ください。)	援助	·····································	望口座	協の口座のみで
犬 兄 申 青 里 由 話 帯	2 市民税が非課税とされ、ま3 児童扶養手当法に基づく児 4 1~3には該当しないが経済	たは減	男・女(免の適手当を	年を明めている。	受けてい (児	でいる。」具体的	日 停止る。 証書を持参し)にご記入く	てください ^郵 ください。)	援助指定できるのに	·····································	望口座	協の口座のみで
犬 兄 申 青 里 由 話 帯	2 市民税が非課税とされ、ま3 児童扶養手当法に基づく児4 1~3には該当しないが経済 4 1~3には該当しないが経済	たは減	男・女(免の適手当を	年を明めている。	受けてい (児	でいる。」具体的	日 停止る。 証書を持参し)にご記入く	アマイださい。) イださい。) ※ 口座名義人	援助指定できるのに	·····································	望口座	協の口座のみで
携帯	2 市民税が非課税とされ、ま3 児童扶養手当法に基づく児4 1~3には該当しないが経済 4 1~3には該当しないが経済 5番号 5電話	たは減	男・女(免の適手当を	年を明めている。	受けてい (児	でいる。」具体的	日 停止る。 証書を持参し)にご記入く	アマイださい。) ください。) ※ 口座名義人 金融機関名	援助指定できるのに	·····································	望口座	

月 1 認定 月 \Box 2 却下 年

学校長殿

太宰府市教育委員会 教育長

却下理由

誓約書・同意書

私は、太宰府市から受ける就学援助の受領に関し、次のとおり誓約・同意します。下記事項に違反した場合は、支給の停止・廃止を含む教育委員会の決定・指示に従います。

- 1. 申請内容および世帯の課税額について太宰府市教育委員会が調査確認することに同意します。
- 2. 就学援助申請書の記載内容は事実に相違ありません。また、変更が生じた場合は学校教育課に速やかにお届けします。また、婚姻や離婚等により世帯の異動があった場合は、すみやかに新たな世帯で再申請手続きをします。その際には世帯構成者のうち、成人全員分の課税証明書(市民税所得割額が記載されたもの)を提出します。
- 3. 就学援助の対象となっている給食費等については、滞納しません。また、滞納した場合は学校口座に就学援助費を振込む (学校を経由して支給する)ことに同意します。 *給食費等には給食費のほかに校外活動費・修学旅行費を含む
- 4. 給食費等の滞納により学校を通しての支給になった場合は、学校が指定した期日までに指定された手続きを行います。
- 5. 就学援助費の支給において過誤支払が生じた場合は、教育委員会の過誤支払金に対する返還請求に応じます。
- 6. 新入学用品費の入学前支給について、入学前に転出した場合は、教育委員会の返還請求に応じます。

委 任 状

1. 太宰府市より受ける当該年度の就学援助の請求、受領、執行ならびに過誤支払金に関する権限を ①通常の振込みの場合および過誤支払いが発生した場合については、太宰府市教育委員会学校教育課課長に ②給食費等の滞納により学校口座払いとなった場合は就学援助を受ける児童生徒が在籍する学校の長に それぞれ委任します。

就学援助費支給の申請をするにあたり、以上について誓約・同意し、また委任します。

令和 年 月 E

申請者(保護者)氏名

ED

※ここから下は教育委員会で使用します。書き込まないでください。

廃 止

(1)廃止年月日

年 月 日

(2) 廃止理由

1 生活保護受給

開始日 月 日

2 経済状況の好転

3 他市町村への転出

転出日

月 日

4 その他(

有り ・ 無し

※転出後の振込※振込口座の変更

有り ・ 無し

銀行

支店 口座番号

種別

口座名義

※転出後の連絡先

Ŧ

電話

携帯電話

^{*}この申請書は原本を学校教育課が、複写したものを「就学援助を受ける者が在籍する学校」が、それぞれ世帯票として保管します。

2 却下

却下理由

様式第1号 (第5条関係) ※太枠の中の必要事項を記入してください。裏面の誓約・同意・委任事項を確認し、署名押印した上で申請

令和3年度就学援助申請書

記入例

1	氏 名	世帯主との続柄		生年	月日	4月1日時点での年齢	学校名・学年(年度)	通学方法	昨年度就学 援助の有無
ダザイフ・						The Fig.	5 Se 20 12			1,2,200,713,
太宰府	于 一郎	子	息 女	H20 ·	7. 2	12 🗮	太宰府中	学校 1 年	徒歩	(a)
	ハナコ						LIZE		3	
	花子	子	男伎	H 26	. 6. 1	6 m	太宰府小	学校 1 年	徒歩	有 · (
- 1	V.				16		_			
		, =	男・女	н .	. * *	綫		<u>の学年</u> を記入		
			男・女	н .		歳	The second second	学生の両方が 請できます。	いる場合でも	51枚の
6.6		and the second		Į.	7.					
ダザイフ :	(フリガナ) 氏 名	世帯主との続柄	1 6/1 KI	生年	月日	4月1日時点での年齢	勤務先または	は学校の名称	-	備考
太宰府	牙 太郎	主	男・女	S 53 ·	8 · 20	42 _歳	太宰府商事		2 7	
ダザイフ・		#	B . +7	CED.	0. 21	12	観世内科	T	本年3月	トル1部43
太宰府	持梅子	委	カ・メ	332.	7. 2.	・ 43 歳	11000000000000000000000000000000000000		本年3月	より到る
1		-	男・女	8 .	A	織			F4 2 . 3	
					1		(E			
			男・女		× 0	械			= 11	
306			- C.S.		-		27.00			
2 7	主活保護を停止又は廃止さ 市民税が非課税とされ、ま	または減免	色の適用	年 用を受り	ナている	5.	• 廃止)		2 E 22	
2 7		たは減免 記童扶養3	((発の適) 手当を	年 用を受! 受けて!	ナている ハる。 <u>ほ</u>	日 停止 ら る。 E書を持参して	こください、郵送の方に			g.η.+.σ.
2 r 3 y 4	市民税が非課税とされ、ま 児童扶養手当法に基づく児	または減免 記章扶養3 済的に困	 (に に に い で い で い で の 適 が で う で う で う で う て い う て い う て い う て い う て い う て い う て い う 、 う て い う 、 う て り う っ う っ し う こ う こ う こ う こ う こ う こ う こ う こ こ こ こ	年 用を受! 受けて!	ナている。 いる。 <u>『</u> 〔具体的	日 停止 (る。 E書を持参して こご記入く	てください。 ださい。)		の欄は、か	タカナの
2 r 3 y 4	市民税が非課税とされ、ま 見童扶養手当法に基づく児 1~3には該当しないが経	または減免 記章扶養3 済的に困	 (に に に い で い で い で の 適 が で う で う で う で う て い う て い う て い う て い う て い う て い う て い う 、 う て い う 、 う て り う っ う っ し う こ う こ う こ う こ う こ う こ う こ う こ こ こ こ	年 用を受! 受けて!	ナている。 いる。 <u>『</u> 〔具体的	日 停止 (る。 E書を持参して こご記入く	てください。 ださい。)	口座名義人みを記入し	の欄は、か	タカナの
2 r 3 y 4	市民税が非課税とされ、司 見童扶養手当法に基づく児 1~3には該当しないが経 当される方は、申請理由(参	または減免 記章扶養3 済的に困	((を を うってい 困ってい	年 用を受けて()る。()	ナている。 いる。 <u>『</u> 〔具体的	日 停止 (る。 E書を持参して こご記入く	てください。) ださい。) てください。	口座名義人みを記入し	、の欄は、カク てください。 希望口座	
2 7 3 9 4 に該 4 に該	市民税が非課税とされ、ま 見童扶養手当法に基づく児 1~3には該当しないが経 当される方は、申請理由(参	または減免 記章扶養司 済的に困 攻育費に国	((を を うってい 困ってい	年 用を受けている。 ()	ナている。(近く) (1) (1) (1) (2) (2) (3) (4) (4) (5) (5) (5) (6) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	日 停止・ 。 正書を持参して こご記入く 的に記載し	てください。) てください。 ※指定	口座名義人 みを記入し 援助な込口できかは保護者を	の欄は、カク てください。 希望口座 続義の銀行及び農	協の口座のみ
2 页 3 9 4 に該	市民税が非課税とされ、司 見童扶養手当法に基づく児 1~3には該当しないが経 当される方は、申請理由(参	または減免 記章扶養司 済的に困 攻育費に国	((を を うってい 困ってい	年 用を受けている。 ()	ナている。(近く) (1) (1) (1) (2) (2) (3) (4) (4) (5) (5) (5) (6) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	日停止で	てください。) てください。 ※指定	口座名義人 みを記入し 援助な込口できかは保護者を	、の欄は、カク てください。 希望口座	協の口座のみ
2 7 3 4 4 に該 5番号	市民税が非課税とされ、ま 見童扶養手当法に基づく児 1~3には該当しないが経 当される方は、申請理由(参	または減免 記章扶養司 済的に困 攻育費に国	((を を うってい 困ってい	年 用を受けている。 ()	ナている。(近く) (1) (1) (1) (2) (2) (3) (4) (4) (5) (5) (5) (6) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	日 停止・ 。 正書を持参して こご記入く 的に記載し	てください。) てください。 ※指定	口座名義人 みを記入し 援り入口できかは保護者を	の欄は、カク てください。 希望口座 続義の銀行及び農	協の口座のみ
2 了 3 4 4 に該 新電話	市民税が非課税とされ、ま 児童扶養手当法に基づく児 1~3には該当しないが経 当される方は、申請理由(事 092 090-1234-5 818-0101	たは減免 電子 で で で で で で で で で で で で で で で で で で	((を を うってい 困ってい	年 用を受けている。 ()	ナている。(近く) (1) (1) (1) (2) (2) (3) (4) (4) (5) (5) (5) (6) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	日 停止・ 。 正書を持参して こご記入く 的に記載し	てください。) てください。 ※指定 □座名義人 (フリ	口座名義人みを記入し 援助 込口できかは保護者を	の欄は、カクでください。 希望口座 S義の銀行及び農	協の口座のみ う
2 了 3 4 4 に該 新電話	市民税が非課税とされ、司 児童扶養手当法に基づく児 1~3には該当しないが経 当される方は、申請理由(事 092	たは減免 電子 で で で で で で で で で で で で で で で で で で	している。 日っている。 日っている。	年 用を受けている。 (いる。 (いる。 (ナている。 (「具体的 ()を具体 () () () () () () () ()	日 停止 ら。 E書を持参して こご記入く 的に記載し その他	ください郵送の方はださい。) できい。 できい。 ※指定 口座名義人 (フリー金融機関名)	口座名義人みを記入し 援助ないできかは保護者を リガナ) ダザ	の欄は、カタ てください。 希望口座 議の銀行及び農	協の口座のみ う
2	市民税が非課税とされ、ま 児童扶養手当法に基づく児 1~3には該当しないが経 当される方は、申請理由(事 092 090-1234-5 818-0101	たは減免 記章扶養 済的に困 文育費に国 -921- 5678	(たの適度 きってい	年 用を受けて() る。 () いること 21 となたで 公 込認定後	けている。 (重) (具体的) (大人の)	日 停止 ら。 正書を持参して こご記入 く 的に記載し ですか? その他	できい郵送の方にださい。) でください。 ※指定 の座名義人 (フリー 金融機関名 入してください。 を融機関・口座者	口座名義人 みを記入し 援制 及口でき かは保護者を リガナ) ダザ	の欄は、カクでください。 希望口座 高義の銀行及び農	協の口座のみ ウ
2	市民税が非課税とされ、司 見童扶養手当法に基づく原 1~3には該当しないが経 当される方は、申請理由(参 092 090-1234-5 818-0101 太宰府市 観世音寺1	たは減免 記章扶養 済的に困 文育費に国 -921- 5678	(たの適度 きってい	年 用を受けて() る。 () いること 21 となたで 公 込認定後	けている。 (重) (具体的) (大人の)	日 停止 ら。 正書を持参して こご記入 く 的に記載し ですか? その他	ください。) ださい。) てください。 ※指定 □座名義人 (フリ 金融機関名 入してください。 ・ 融機関・□座者場合は、ご連絡	口座名義人みを記入し 援制な込口できかは保護者を リガナ) ダザ	の欄は、カグでください。 希望口座 議の銀行及び農 イフタロー 幸府銀行 府中央支配	協の口座のみ ウ
2 すり 4 に該 番号 新電話	市民税が非課税とされ、司 見童扶養手当法に基づく原 1~3には該当しないが経 当される方は、申請理由(参 092 090-1234-5 818-0101 太宰府市 観世音寺1	たは減免 発育 注意的に困 対方費に国 -921- 5678 -1-1	(たの適度) (おの) (おの) (おの) (おの) (おの) (おの) (おの) (おの	年間を受けている。 (いること) おまたで (公認) となたで (公認) とない (公認) という (公認) にいう (公認) に	けている。 (重) (三) (三) (三) (三) (三) (三) (三) (三) (三) (三	日 停止 ら。 正書を持参して こご記入 く 的に記載し ですか? その他	できい郵送の方にださい。) でください。 ※指定 の座名義人 (フリー 金融機関名 入してください。 を融機関・口座者	口座名義人みを記入し 援制な込口できかは保護者を リガナ) ダザ	の欄は、カタででください。 希望口座 義の銀行及び農 子フタロー	協の口座のみ ウ

裏面もよくお読みください。

府市教育委員会

教育長

誓約書・同意書

私は、太宰府市から受ける就学援助の受領に関し、次のとおり誓約・同意します。下記事項に違反した場合は、支給の停止・廃止を含む教育委員会の決定・指示に従います。

- 1. 申請内容および世帯の課税額について太宰府市教育委員会が調査確認することに同意します。
- 2. 就学援助申請書の記載内容は事実に相違ありません。また、変更が生じた場合は学校教育課に速やかにお届けします。また、婚姻や離婚等により世帯の異動があった場合は、すみやかに新たな世帯で再申請手続きをします。その際には世帯構成者のうち、成人全員分の課税証明書(市民税所得割額が記載されたもの)を提出します。
- 3. 就学援助の対象となっている給食費等については、滞納しません。また、滞納した場合は学校口座に就学援助費を振込む (学校を経由して支給する)ことに同意します。 *給食費等には給食費のほかに校外活動費・修学旅行費を含む
- 4. 給食費等の滞納により学校を通しての支給になった場合は、学校が指定した期日までに指定された手続きを行います。
- 5. 就学援助費の支給において過誤支払が生じた場合は、教育委員会の過誤支払金に対する返還請求に応じます。
- 6. 新入学用品費の入学前支給について、入学前に転出した場合は、教育委員会の返還請求に応じます。
- 1. 太宰府市より受ける当該年度の就学援助の請求、 ①通常の振込みの場合および過誤支払いが発生し ②給食費等の滞納により学校口座払いとなった場 それぞれ委任します。

日付、署名、押印は 必ず お願い

※押印等かない場合は受付できません。

就学援助費支給の申請をするににあたり、以上について誓約・同意し、また委任します。

令和3年4月1日

申請者(保護者)氏名



Annual Control of the			-			
※ここから	下は教育委員会で使用しま	す。書き込まない	でください。	- W		
廃	止					
e . a	(1)廃止年月日		年 月	\Box		
	(2)廃止理由	* ***				
X: 4	(2) //шды					
3	1 生活保護受給	開始日 月	В	2 経済状況	の好車元	
B D		V-0.000 (0.000)				
16.	3 他市町村への転出	転出日 月	В	4 その他()
2 87 x 1				2.30		
*-	※転出後の振込	有り ・ 無し				
2.3	※振込口座の変更	有り • 無し				
	W 1	銀行		支店	口座番号	
2		種別		口座名義		
		V				
5, 3,	※転出後の連絡先					
	T					
9						1 4 4
100						
	復歡重壬		11.55	堆基爾託	1/01	

*この申請書は原本を学校教育課が、複写したものを「就学援助を受ける者が在籍する学校」が、それぞれ世帯票として保管します。

いずれかの父母が別居している場合の、就学援助制限所得の算定対象について

下記のとおりとする。

	状態	算定対象	必要書類・確認方法		
1	離婚		児童扶養手当、住基		
2	DV・虐待等支援措置		住基フラグ等		
3	離婚調停中等	児童を監護してい	離婚調停申出書、弁護士 の離婚調停協議書等		
4	調停等はしていないが、一方の親が「生計・監護関係なし」で児童 手当を消滅している(注1)	る親(同居の親)	保育児童課に状況確認 (注2)		
5	離婚の協議はしているが、離婚調 停等はしておらず、児童手当は両 方の親の所得を算定対象としてい る(生計が同一)。	両親	課税状況の確認		
6.	単身赴任	* * * * * * * * * * * * * * * * * * *			

注1) 児童手当は、もともと受給していた親が、別居し、「児童と生計・監護関係なし」 を理由に「消滅届」を提出すると、もう一方の親が児童手当を受給(申請)することがで きる。

注2) 申請者(保護者)本人の同意を得た場合に限る。

ひ な ん こうどうよう しえん しゃ ひ な ん し え ん

避難行動要支援者避難支援制度について(お知らせ)

ひなんこうどうようしえんしゃひなんしえんせいど

●避難行動要支援者避難支援制度とは・・

地域における支援を希望される人を、避難行動要支援者名簿に登録し、いざというしまは ぼうさいかんけいきかん ひなんしえんしゃ たい へいじょう じ しょうほう ときのために、市及び防災関係機関や避難支援者に対して、平常時からその情報をきょうゆう さいがいじ ひなん てだす あんびかくにん やくだ 共有することで、災害時の避難の手助けや安否確認などに役立てます。

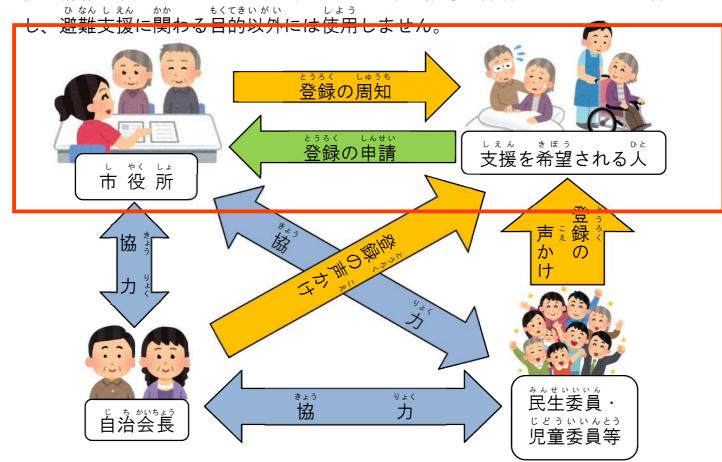
登録の申請は支援を希望される人が、市に申請書を提出してください。

こ じんじょうほう きょうゆう かん どう い

●個人情 報の共 有に関する同意について

ないがいたいさくきほんほうだい じょう もと ひなんしえんとうかんけいしゃ たい ちぃき ひなん 災害対策基本法第49条の11に基づき、避難支援等関係者に対して、地域での避難しえん ひっょう こじんじょうほう きょうゆう さいがいじょう しえん かっょう しんせい 支援に必要な個人情報を共有し、災害時等の支援に活用します。このため、申請 さい しえん ひっょう こじんじょうほう きょうゆう ほんにん どうい ひっょう の際には、支援に必要な個人情報を共有してもよいという本人の同意が必要となります。

※個人情報の取り扱いについては、市及び避難支援等関係者において適正に管理



しんせいしょ ていしゅつさき

●申請書の提出先

ひなんこうどうようしえんしゃひなんしえんせいど たいしょうしゃ

●避難行動要支援者避難支援制度の対象者

①75歳以上のひとり暮らしの人、または75歳以上のみの世帯

かいごほけん ようかいご いじょう ひと

②介護保険の要介護3以上の人

- しんたいしょうがいしゃてちょう きゅう こうふ う ぐ ひと 3身体障害者手帳1・2級の交付を受けているひとり暮らしの人 りょういくてちょう こうふ う ぐ ひと
- ④療育手帳Aの交付を受けているひとり暮らしの人
- た ひつよう みと ひと にっちゅう こうれいしゃ なんびょうかんじゃ にんさんぶ ⑥その他、必要と認めた人(日中のみひとりの高齢者、難病患者、妊産婦、 にゅうようじ さいめ ど がいこくじん 乳幼児(3歳目途)、外国人など)

しせっ びょういんとう ちょうき にゅうしょ にゅういん ひと たいしょう ※体訟か定院空生に巨地に入所、入院されている人は対象にかりません

※施設や病 院等に長期に入 所・入 院されている人は対 象になりません。

ちゅうい

●注意

かなんこうどうようしえんしゃ しえん ひなんしえんしゃ 佐意の協力 であり、名簿へのとうるく さいがいじ しえん ほしょう ひなんしえんしゃ 登録によって、 $\frac{\cancel{y}}{\cancel{y}}$ 書時の支援を保証するものではありません。また、避難支援者は、ひなんこうどうようしえんしゃ ゆうどうとう かん 世巻にん お 避難行動要支援者の誘導等に関して、その責任を負うものではありません。 しんせいじ じょうきょう へんか く ひなんこうどうようしえんしゃ しせっ にゅうしょ こ 申請時と 状況の変化(ひとり暮らしの避難行動要支援者が施設に入所した、子

問い合わせ

だざいふし そうむぶ ぼうさいあんぜんか ぼうさいたいさくがかり 太宰府市 総務部 防災安全課 防災対策係

〒818-0198

だざいふしかんぜおんじいっちょうめ ばん ごう太宰府市観世音寺一丁目1番1号

でんわ ないせん ファックス

電話 092-921-2121 (内線519)、FAX 092-921-1601



新型コロナワクチン予防接種事業

■**目的**:新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し、国民の生命及び健康を守る。

■概要:国、都道府県及び市町村が役割分担し円滑な接種を実施していく。16歳以上が対象であり、優先順位に沿って順次進める。

■接種の受け方:市町村が送付する接種券を受け取り予約する。接種回数は2回で、原則住民票所在地の市町村で受ける。費用は無料(全額公費)。

■太宰府市のスケジュール(予定):65歳以上の高齢者へ、4月末から段階的に接種券の送付を開始。接種は5月下旬から開始し数カ月かけて実施する。64歳以下の接種は、高齢者の進捗状況次第で開始時期を決定する。

このクーポン券を忘れた場合、 接種は受けられません。

接種の際に必要なもの

①このクーポン券

②本人確認書類(健康保険証など)

③同封の予診票(1枚記入の上持参)

発行:太宰府市 元気づくり課

新型コロナウイルスワクチンを受けられます。 費用負担はありません。

年齢等により接種いただける時期が異なります。 ご自身の接種の時期が来るまで、こちらのクーポン券は大切にお持ち下さい。

接種券

診察したが接種できない場合

予防接種済証(臨時)

新型コロナウイルスワクチン 予防接種済証(臨時) Certificate of Vaccination for COVID-19

1 回目 接種年月日 2021年 メーカー/ Lot No. 月 日 接種場所

 2回目

 接種年月日

 2021年
 メーカー/ Lot No.

 月日
 (シール張付け)

 接種場所

接種を受ける方へ

- ●シールは剥がさずに、台紙ごと接種場所へお持ちください。
- ●右側の予防接種済証は接種が終わった後も大切に保管してください。

福岡県太宰府市長 楠田 大蔵

【予約方法:以下①~③いずれかで予約をお願いします。】

(1)電話 0570-003-336(太宰府市コールセンター/平日9~19時・土日祝9~17時)

↓予約した内容(ご自身でご記入ください)

1回目	月	口() 受付 時間		~	:	の間	場所	整理 番号
2回目	月	日() 受付 時間	*	~		の間	場所	整理番号

②WEB https://vc.liny.jp/402214

(3)LINE「友だち追加」後に予約が可能になります。QRコード→



資料 7

外部委託 (年度当初担当課確認)

R3.4.20作成

ID	事務等の名称	委託業者(変更前)	委託業者(変更後)	委託内容	所属名称	
43	戸籍事務	富士ゼロックスシステムサービス(株)	富士フィルムシステムサービス(株)	戸籍総合システム保守	市民課	戸籍係
44	戸籍の附票台帳事務	富士ゼロックスシステムサービス(株)	富士フィルムシステムサービス(株)	戸籍総合システム保守	市民課	戸籍係
46	犯罪人名簿等事務	富士ゼロックスシステムサービス(株)	富士フィルムシステムサービス(株)	戸籍総合システム保守	市民課	戸籍係
175	上下水道料金等徵収事務	(株) 日立システムズ 九州総合サービス (株)	(株) 九州日立システムズ (株) ファノバ	ブログラムの管理・修正・帳票出力・健 診及び異常水両党の点検業務	上下水道課	料金係
224	生活保護事務	(株)大正オーディット福岡支店	(株)メディブレーン	レセプト点検業務	生活支援課	保護係
258	国民年金受給者事務	(株) 日立システムズ	(株) 九州日立システムズ	国民年金システムの提供及び管理	国保年金課	国保年金係
267	国民健康保険診療報酬事務	(株)メディブレーン	(株) オークス	診療報酬明細書点検	国保年金課	国保年金係
275	子ども医療費給付事務	(株) 日立システムズ	(株) 九州日立システムズ	システム保守・帳票の作成業務	国保年金課	公費医療係
276	ひとり親家庭等医療費給付事務	(株) 日立システムズ	(株)九州日立システムズ	システム保守・帳票の作成業務	国保年金課	公費医療係
277	重度障がい者医療費給付事務	(株) 日立システムズ	(株)九州日立システムズ	システム保守・帳票の作成業務	国保年金課	公費医療係
294	証明書など発行事務	富士ゼロックスシステムサービス(株)	富士フィルムシステムサービス(株)	戸籍総合システム保守	市民課	市民係
360	後期高齢者医療関係事務	(株) 日立システムズ	(株) 九州日立システムズ	システム保守	国保年金課	公費医療係
372	国民健康保険特定健康診査等事務	(公財)福岡県すこやか健康事業団	(公財)ふくおか公衆衛生推進機構	特定健康診査集団検診の実施及び健 診結果データ管理	国保年金課	国保年金係